

別記3

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

1 目的

2024 年 4 月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始され、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進や ICT 等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 対象事業

(1) に掲げる医療機関のうち地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関が行う(2)の事業を対象とする。なお、「II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」、「III 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。但し、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、4の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

※ 「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。以下、別記3において同じ。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

※ 実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価（※）とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(3)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

- (2) 以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする（令和8年度までの措置）。

令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

- ① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

- ② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。

- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が3項目以上	1床あたり40千円

※ Iの5の(2)の措置については、IIの5の(2)の措置を適用する場合には、適用しない。

- (3) 3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。

- (4) また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1 目的

2024年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 対象事業

(1)に掲げる医療機関のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関として、都道府県知事が認める医療機関が行う(2)の事業を対象とする。なお、「I 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「III 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関

※ 常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）

- ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、4の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の（１）～（４）のいずれをも満たすこと。

- （１）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - （２）年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
 - （３）医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MIS に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- ※ 実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること
- （４）医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

- （１）当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1 床当たり、133 千円を標準単価（※）とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3 の経費に対してそれぞれ（３）の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。

- （２）以下、①を満たす場合に、1 床当たりの標準単価を 266 千円まで可とする（令和 8 年度までの措置）。

令和 9 年度以降については、令和 8 年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

- ① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する 36 協定を締結する特定地域医療提供医師（B 水準医師）又は連携型

特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

- ② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。
- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が3項目以上	1床あたり40千円

※ IIの5の（2）の措置については、Iの5の（2）の措置を適用する場合には、適用しない。

- （3）3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。
- （4）また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業

1 目的

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

2 対象事業

(1)に掲げる医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める派遣受入医療機関を対象に行う(2)の事業を対象とする。なお、「Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象医療機関

(派遣受入医療機関)

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。

- ① 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関
- ③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(派遣医療機関)

上記の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関

(2) 対象事業

派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業。なお、対象事業は、都道府県が地域医療対策協議会等における議論を踏まえ、医師派遣等を行う事業であることが望ましい。

※1 医師不足地域等の医師の確保が困難な地域に所在する医療機関への医師派遣を行う事業であることは対象事業の要件ではないが、地域医療提供体制の確保及び派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮を一体的に推進する観点から、地域医療対策協議会等において、地域医療構想や医師確保計画に基づく医師確保対策の推進と相反する事業でないことについて議論されていることが望ましい。

※2 同一法人間の医師派遣は対象外。

※3 都道府県をまたぐ医師派遣の場合、通常、派遣受入医療機関が所在する都道府県が補助を行うことが考えられるが、派遣医療機関が所在する都道府県が補助することを制限するものではない。

3 補助対象経費

「2（2）対象事業」に要する以下の経費に対して補助を行う。

（派遣受入医療機関に係る経費）

- ・派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費（※1）

（派遣医療機関に係る経費）

- ・当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額（※1）
- ・地域の実情に応じた診療科の医師の養成のための卒前・卒後の教育（※2）に寄与し、養成した医師を地域の特定労務管理対象医療機関等に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費

※1 「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日付け地域医療計画課長通知）（以下、「標準事業例通知」という。）における医師派遣推進事業の標準単価を参考に、都道府県において定額を定めることとしても差し支えない。

※2 卒後の教育には、リカレント教育も含むこととして差し支えないが、女性医師支援センター事業等の既存事業において対象となる復職支援については対象外。

4 交付要件

次のいずれも満たすこと。

- （1）対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。
- （2）派遣受入医療機関においては、次のいずれをも満たすこと。
 - ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - ② 年の時間外・休日労働が960時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用し、36協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超える協定を締結している医療機関であること。
 - ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- （3）標準事業例通知における標準事業例26に関する事業において、Ⅲの3の補助対象経費と同様の補助を受けていないこと。

5 算定方法等

標準事業例通知における標準事業例 26 及び医師派遣推進事業の標準単価に準じて、
都道府県計画において定める額

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項
(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数		常勤: 名	非常勤: 名
(令和 年 月末時点)		宿日直(*1)を担当する医師数: 名	(うち非常勤 名)
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること			
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月末時点)			
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法(該当する事項に○すること) 複数回答可			
☐ ICカード ☐ タイムカード ☐ PCのログ情報や電子カルテのログ情報を用いた労働時間管理 ☐ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) ☐ その他 (具体的に:)			
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容(該当する事項に○すること) 複数回答可			
☐ 年次有給休暇取得率 ☐ 時短勤務実施者(*3)数 ☐ 育児休業・介護休業の取得率 ☐ その他 (具体的に:) *2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者			
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(*4)			
平均:	時間/月	80時間/月以上の者の人数:	名
最大:	時間/月	155時間/月以上の者の人数:	名
最小:	時間/月		
*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和			
(エ) 宿日直(回/月)			
平均:	回/月		
最大:	回/月		
最小:	回/月		
連日宿日直を実施した者の人数及び回数: 名・のべ 回			
(オ) その他(自由記載・補足等)			

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 特定労務対象医療機関の指定(該当する事項に全て○すること)	
☐	特定地域医療提供機関【B水準】
☐	連携特定地域医療提供機関【連携B水準】
☐	技能向上研修機関【C-1水準】
☐	特定高度技能研修機関【C-2水準】
☐	指定を受けていない【A水準】
イ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	
氏名: _____	
職種: _____	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	
開催頻度: 回/年	
参加人数(平均): 人/回	
参加職種: ()	
エ 医師労働時間短縮計画	
計画策定について	
初回の策定年月日:	年 月 日
直近の更新年月日:	年 月 日
G-MISへの登録:	☐ ※特定労務管理対象機関は登録が交付要件
職員に対する計画の周知: ()	
オ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	
医療機関内に掲示する等の方法で公開	
(具体的な公開方法:)	